5　支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であって学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（学資支給金の支給の期間）

第八条の三　機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一　過去に学資支給金の支給を受けたことがない者　当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二　過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者　当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

（文部科学省令への委任）

第八条の四　前二条に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第一号中「又は第三項第三号」を「、第三項第三号又は第四項」に改める。

第二章　経過措置

（国庫納付金の納付の手続）

第三条　独立行政法人日本学生支援機構は、大学等における修学の支援に関する法律附則第六条第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、同条第一項に規定する旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度（以下この項及び次条において「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第四条　国庫納付金は、最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第五条　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「専修学校（」の下に「大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十号）第一条の規定による改正前の」を加える。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房令

○内閣官房令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）及び元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、人事記録の記載事項等に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令

（人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式（甲）及び（乙）中「備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

（人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一―一から第七まで中「平成　年」を「　年」に改める。